

名護市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用者負担額（保育料）と副食費免除対象者

R3.10.1

≪教育認定（1号認定）≫※公立幼稚園除く。

世帯の階層区分			保育料の額 (月額)	副食費の 免除対象	多子計算の対象子ども		
階層	区分定義						
1	被保護世帯等		0円	全ての子ども	多子計算なし		
2	(1)H	1階層を除き、市町村民税				要保護世帯等	
	(1)	非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯を含む。）					上記以外の世帯
3	(1)H	1階層及び2階層を除き、市町村民税所得割課税世帯であって、その所得割の額の区分が右欄に該当する世帯				要保護世帯等	1円以上25,700円以下
	2H					25,701円以上51,400円以下	
	(3)H					51,401円以上77,100円以下	
	(1)					上記以外の世帯	1円以上25,700円以下
	(2)					25,701円以上51,400円以下	
	(3)					51,401円以上77,100円以下	
4	(1)	77,101円以上121,800円以下				上記以外の世帯	1円以上25,700円以下
	(2)	121,801円以上166,500円以下					
	(3)	166,501円以上211,200円以下					
5	211,201円以上						
					第3子以降	小学校3年生以下小学生・対象施設（※）を利用している小学校就学前子ども	

≪保育認定（2・3号認定）≫（3～5歳クラスの子どもと0～2歳クラスの第3子以降の保育料は0円）

世帯の階層区分（2・3号）			0～2歳クラスの保育料の額（月額）				副食費の免除 対象（3～5 歳クラス）	多子計算の 対象子ども			
階層	区分定義		保育標準時間		保育短時間						
			第1子	第2子	第1子	第2子					
1	被保護世帯等		円	円	円	円	全ての子ども	[3～5歳クラス] 多子計算なし  [0～2歳クラス] 全ての子ども			
2	(1)H	市町村民税非課税	0	0	0	0					
	(1)	世帯（1階層除く。）	0	0	0	0					
3	(1)H	市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の所得割税額が右欄に該当する世帯	要保護世帯等	0円	4,000	0			3,900	0	
	(2)H			1円以上24,300円未満	4,500	0			4,400	0	
	(3)H			24,300円以上48,600円未満	5,000	0			4,850	0	
	(1)			上記以外の世帯	0円	11,200			5,600	11,000	5,500
	(2)			1円以上24,300円未満	13,400	6,700			13,100	6,550	
	(3)			24,300円以上48,600円未満	15,600	7,800			15,300	7,650	
4	(1)H	市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の所得割税額が右欄に該当する世帯	要保護世帯等	48,600円以上57,700円未満	7,000	0			6,800	0	
	(2)H			57,700円以上60,700円未満	7,000	0			6,800	0	
	(3)H			60,700円以上72,800円未満	9,000	0			8,800	0	
	(4)H			72,800円以上77,101円未満	9,000	0			8,800	0	
	(1)			上記以外の世帯	48,600円以上57,700円未満	18,000			9,000	17,600	8,800
	(2)			57,700円以上60,700円未満	18,400	9,200			18,000	9,000	
	(3)			60,700円以上72,800円未満	21,300	10,650	20,900	10,450			
	(4)			72,800円以上77,101円未満	22,500	11,250	22,100	11,050			
5	(1)	市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の所得割税額が右欄に該当する世帯	上記以外の世帯	77,101円以上84,900円未満	24,100	12,050	23,600	11,800			
	(2)			84,900円以上97,000円未満	27,000	13,500	26,500	13,250			
	(3)			97,000円以上121,000円未満	30,600	15,300	30,000	15,000			
	(4)			121,000円以上145,000円未満	34,300	17,150	33,700	16,850			
6	(1)	市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の所得割税額が右欄に該当する世帯	上記以外の世帯	145,000円以上169,000円未満	38,000	19,000	37,300	18,650			
	(2)			169,000円以上301,000円未満	39,000	19,500	38,300	19,150			
7				301,000円以上397,000円未満	39,400	19,700	38,700	19,350			
8				397,000円以上	39,500	19,750	38,800	19,400			
							第3子以降	対象施設（※）を利用している小学校就学前子ども			

【※多子計算の対象となる施設（小学校就学前子ども）】認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚園部、保育所、地域型保育事業、企業主導型保育施設、児童発達支援施設、児童心理治療施設など

### 保育必要量について

保育必要量には、「保育標準時間」と「保育短時間」があります。「保育標準時間」は保育所開所時間内の最大11時間利用することができ、「保育短時間」は保育所開所時間内の最大8時間利用できます。保育必要量は、保育必要性の事由や通勤・通学の状況などにより、名護市が認定します。

### 市町村民税所得割合算額について

4～8月の階層については前年度の市町村民税所得割合算額を、9～3月の階層については今年度の市町村民税所得割合算額により算出します。

市町村民税所得割合算額の算出には、地方税法に規定する寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、住宅借入金等特別税額控除等による控除前の税額を適用します。

### 同一世帯の考え方について

保育では、住民票上世帯が別であっても、同一の住所に居住し、生計を同一にしている者を同一世帯と考えます。保護者のみの収入で生活扶助基準を下回る場合であって、同一世帯の者が扶養義務者など家計の主宰者として認定したときは、その者の収入も市町村民税所得割合算額の算出に合算します。

### 被保護世帯等について

被保護世帯等とは、「生活保護受給世帯」、「里親世帯」である世帯です。認定されるためには、必要書類の提出が必要です。

### 要保護世帯等について

要保護世帯等とは、「ひとり親世帯」、「在宅障がい者（児）がいる世帯」などの世帯です。認定されるためには、必要書類の提出が必要です。

### 政令指定都市等の特例について

政令指定都市等は、収入に対する所得割額の割合が名護市と異なるため、市町村民税所得割合算額を算出する場合は、名護市の割合を適用した所得割額によります。

### 階層の変更について

階層を決定する事項の状況に変更があった場合は、子ども・子育て支援法に基づき、速やかに名護市に届出を行う必要があります。届出により、階層に変更があった場合は、変更の原因があった日の属する月の翌月（年度内に限る。）に遡って階層を変更します。（※原因があった日が月の初日の場合は、当月から適用）

ただし、保育必要量に変更がある場合や税の修正申告・更生により階層に変更がある場合は、届出があった翌月から階層を変更します。（毎月21日以降の届出については、翌々月適用）

### 名護市幼保助成事業について

名護市では、子育て世帯の負担軽減を目的として、名護市幼保助成事業を実施し、各施設等に保護者が負担すべき保育料と給食費を助成することにより、保護者負担額が発生しません。（一部世帯については、後述の理由により給食費の一部の負担が発生します。）

### 給食費（主食費・副食費）について

給食費は、主食費（米、パン等の主食）と副食費（おかずやおやつ等）の合計額であり、その金額は、各施設等が定め、保護者から徴収します。0～2歳クラスについては、保育料に副食費が含まれているため、発生しません。

名護市では、名護市幼保助成事業により給食費についても各施設等に助成金を交付していますが、助成金の上限額を超える額で給食費を設定している施設等については、各施設等から超過分の給食費用が徴収されることがあります。（副食費免除者は、副食費の超過分も徴収させることはありません。）

### 保育料の滞納について

平成30年8月以前に係る保育料の滞納については、無償にはなりません。滞納がある世帯については、速やかに納付してください。納付がされない場合は、催告書の送付のほか、延滞金の徴収、財産の調査、差し押さえ等の滞納処分や児童手当からの強制徴収を行うことがあります。